

申告に必要なもの

①本人確認書類 + 番号確認書類 (AまたはBのいずれか)	A マイナンバーカード (個人番号カード) B 通知カード、住民票の写し (個人番号の記載があるもの) などから1点 + 運転免許証、健康保険証、パスポートなどから1点
②収入を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> • 源泉徴収票 (給与、公的年金等) • 営業等、農業、不動産の収入があった方は、収入と必要経費が分かる書類や帳簿、領収書など <u>※あらかじめ収入と各経費を計算しておいてください。</u> • 支払調書 (配当、原稿料等) • 株式等の年間取引報告書
③控除を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> • 国民年金保険料の控除証明書 • 国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料の領収書や口座振替納付済通知 (令和3年中に支払ったもの) • 生命保険料、地震保険料の控除証明書 • 障害者手帳など
④その他	<ul style="list-style-type: none"> • 本人名義の通帳 (口座番号などが分かるもの) • 筆記用具、計算機など

「障害者控除対象者認定書」を交付しています

市では、障害者手帳等の交付を受けていない方であっても、一定の条件を満たす方に対し、障害者に準ずるものとして市長が認定する「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

この認定書により、所得税の確定申告や住民税の申告の際、障害者控除の適用を受けることができます。

◆**対象者** 次の全ての要件を満たす方

- 65歳以上の方
- 要介護 (要支援) 認定をお持ちの方
- 認知症または身体の障害が一定の基準に該当する方
 ※介護保険の認定調査資料等を基に審査します。

◆**申請方法** 高齢者支援課に申請書を提出してください。

◆**手数料** 1通 300円



※障害者手帳等をお持ちの方、所得税や住民税が非課税の方は、申請する必要はありません。

問合せ **高齢者支援課 (2階)** ☎ (20) 1572 FAX (26) 6788